

徹底検証！ 2015年度介護報酬改定の影響度と今後の経営戦略

全体でマイナス2.27%と極めて厳しい内容となった2015年度介護報酬改定。

4月から3カ月が経過し、現場への影響度が明らかになりつつある。

7月12日、都内で開催された「介護報酬改定セミナー」では、

介護事業に精通するコンサルタント、介護行政にも影響力を持つ経営者らがマイナス改定・制度改正にも対応できる「生き残るため」の戦略について語り、会場は熱気に包まれた。

日時：2015年7月12日(日)

会場：コクヨホール
(東京・品川)

主催：日経ヘルスケア

協賛：三井ホーム株式会社

【講演1】

2015年度介護報酬改定、介護保険制度改正に完全対応！ 変わるパラダイムを乗り越える介護事業経営と実地指導対策

青木氏は、厳しいマイナス改定の背景に触れ、地域包括ケアシステムの構築という大変革の時代を、強い事業者として乗り切るためのヒントを提示した。

株式会社ウエルビー 代表取締役 **青木 正人** 氏



地域包括ケアシステムの中で 新たな価値・サービスを創造

マイナス2.27%といわれる2015年度介護報酬改定だが、実質はマイナス3.92%と介護保険制度開始以来の下げ幅となった。改定のポイントは、①基本報酬切り下げ、②人材・資源の有効活用と効率化への取り組み、③重度対応（認知症ケア・看取り・リハビリ）、④在宅サービスの包括報酬サービスへの誘導——の四つだ。

世界の中でも日本は最速で少子高齢社会に入り、結果として高齢者に優しい政策が厳しい財政状況を招いた。財政の健全化は、次世代へバトンタッチする上でも欠かせない。2018年には診療報酬・介護報酬のダブル改定が控えており、本格的な報酬引き下げはここから始まると考えられる。また、慢性的な介護人材不足が続く中、柔軟な人員配

置や効率化は事業者にとって必須課題だ。そして、重度対応は、裏を返せば、軽度者の切り捨てという大きな方向転換を意味する。要支援1・2に加え、いずれは要介護1・2も地域支援事業に移行していくことを頭に入れておく必要がある。さらに、小規模多機能型居宅介護といった「包括報酬サービス」で各種の加算が拡充されたことは、今後、「通所リハビリ」「通所介護」といったサービス種別に関係なく、どんな人にもどんなケアを提供できるかという「機能」が問われることを意味する。サービス種別にこだわってはい生き残れない時代の到来である。

今後、重要になるのが実地指導への対応だ。まず認識すべきは、実地指導が監査と異なり、介護サービス事業者の育成・支援を目的にしていることだ。厚労省の告示等の法令を十分理解して

おけば、行政担当者が主観に基づく間違った指摘をしてきても、その点を的確に伝えられる。また行政との信頼関係を日ごろから構築しておくことも大切だ。自己点検票も活用し、実地指導に備えてほしい。

地域包括ケアシステム構築というイノベーションを担うのは、利用者・住民・事業者に官を加えた「公」だ。介護保険外サービスの創出に向けて国も本格的に動き出し、参考事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイド」(仮称)が経産省・厚労省連名で策定された。地域が連携し、住民自身もプレーヤーとなり、介護・医療保険を使わないサービスを生み出すことが不可欠。介護事業者は地域包括ケアシステムの一員として、誰にどんなケアを提供していくか真剣に検討すべきだ。